

川崎市くさぶえの家の指定管理者制度導入についての検証

1 指定管理者

(1) 指定管理者	社会福祉法人 社会福祉事業団(川崎市中原区小杉町3丁目245番地)
(2) 指定期間	平成18年4月1日 ~ 平成23年3月31日
(3) 業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護、自立訓練に関する業務 ・相談支援 ・くさぶえの家地域サービス事業 ・施設の利用契約に関する業務 ・管理施設等の維持管理に関する業務 ・利用者意見の把握及び事業への反映に関すること。等

2 検証結果

項 目	検 証
1 最適な公共サービスの手法の選択 (1) 最適な公共サービス提供主体の選択 ① 法制度上の必要性 ② サービスの制度趣旨や社会状況 ③ サービスの質を担保する仕組みの存在 (2) 効率的な運営手法の検討 ① 市民満足度の高いサービス提供 ② 施設運営の継続性、安定性、公平性の確保 ③ 効率的、効果的な運用の確保	1 (1) ① 公がサービス主体となることを定めている法令はなく、公が条例、規則等で公共サービスの提供を担保した指定管理制度の活用も可能である。 ② 自閉症の障害者に対する支援については、市内の施設の中で指導的な立場にあり、障害者の家族に対する相談や啓発活動などの実績も多く、大きな信頼を得ているため、今後も公の施設として自閉症などの重度の知的障害者に対する支援水準を維持していく必要がある。 ③ 健康福祉局心身障害者総合リハビリテーションセンター管理運営調整委員会設置要綱に基づき、指定管理者の選定及び指定管理者に行わせた管理運営業務について評価等を実施している。また、基本協定書において、市は指定管理者に管理状況の確認のため、業務内容について報告させ、条件を満たしていない場合は改善を勧告すると定めているとともに、指定管理者が条例等に違反したとき、業務を履行しない等ときは、指定の取消又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができることと定めている。また、指定管理者は、利用者意見や地域の要望等を把握する体制を整備するとともに、定期的に第三者評価を受審するなど支援水準の向上に努めている。 (2) ① 自閉症障害に配慮した支援で、個々のニーズに基づいたプログラムを提供しており、行動障害の改善、社会性の向上を図っている。重度障害者や男性の比率が高く、定員についても柔軟に対応しており利用者のニーズに応じた受け入れを行っている。 ② 施設管理の継続性、安定性については、法人のノウハウや経営努力等によって、高いレベルで保たれている。また、公平性についても、法人の要綱等に則った苦情・相談の対応や市の健康福祉局心身障害者総合リハビリテーションセンター管理運営調整委員会設置要綱に基づいた評価等によって確保されている。 ③ 自由な発想、サービスの創意工夫によって効率的、効果的な運用が行われている。
2 サービス向上等 (1) 安定性 (2) 公平性 (3) 専門性 (4) 創意工夫	2 (1) 定員を超えた高い稼働率で運営されており、継続的に安定したサービスの提供がされている。 (平成21年度実績) 契約者数 29人(男25人、女4人)、新規契約 2人、解約 0人 延べ利用日数 6,303日 (2) 個々のニーズに対応した公平なサービス提供が行われており、要望、苦情があったときは、法人の要綱に則り、利用者が適切にサービスが利用できるよう支援し、「くさぶえの家苦情・相談対応フロー」に基づいて迅速に対応が行われている。 (3) 指定管理者が有する専門性やネットワークを活用し、従来のサービス以外にも新たな企画を実施することが可能となり、より専門性の高いサービスが提供されている。 (4) 日中活動作業は、集中力・持続力を育成するような行動障害を改善することを目的に実施した。また、利用者の意欲、技量を考慮した作業編成を組み、協力して働くという意識を持てるように分担して作業を行った。
3 コスト検証 算定方法	3 指定管理者制度導入とともに障害者自立支援法が施行され、施設系サービスについては、平成18年10月から施行後、報酬単価の変更等、毎年見直しが行われた中で、当該施設は平成21年度から新法体系に移行しており、順調に運営が行われている。

<p>4 施設の安全性 大規模修繕の必要性</p> <p>5 総 括 成 果</p>	<p>今後も利用料金制への移行を含めたコストの検証が必要と考える。</p> <p>4 平成元年に開設した施設で、築21年が経過している。今後も部分的な修繕が見込まれるため、修繕計画を立てて検討していく必要がある。</p> <p>5 自閉症の障害者に対する支援について、市内ではパイオニア的な施設で、関係機関や保護者等からも大きな信頼を得ている。法人が指定管理を行っている柿生学園の自活棟を利用した宿泊による自立訓練や、処遇困難な自閉症者の療育を行う短期訓練などでも成果を上げている。今後も指定管理者の創意工夫によって、更なるサービスの向上が期待されるため、指定管理者制度の活用による運営をしていくことが望ましいと考える。</p>
--	--